

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成22年度第3回高松市議員報酬，市長および副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成23年1月6日（木） 午前9時～午前10時16分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議 非常勤の行政委員に対する報酬の支給の在り方について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 松本修二（会長），本田典孝（職務代理者），前田峻司，中條尚子，馬淵キノエ，中山節子，吉岡和子
傍 聴 者	1人
担 当 課 び 先 お よ び 絡	総務課 （Tel 839-2181）

### 【経過および結果】

#### 1 追加資料の説明

事務局から非常勤の行政委員報酬を日額に見直した県等における報酬日額の算定方法，およびこれら方法により試算した本市行政委員の日額報酬について説明を行った。

#### 2 非常勤の行政委員に対する報酬の支給の在り方について審議を行い，次のとおり意見が集約された。

##### (1) 日額とする非常勤の行政委員（教育委員会委員，議員から選出された監査委員，公平委員会委員，選挙管理委員会委員）および固定資産評価員の報酬額

報酬日額は，全委員会を通して同額とする。常勤の監査委員の給料月額を1か月当たりの基本勤務日数で割った額を委員長の報酬日額とする。委員の報酬日額は，委員長の報酬日額を20%割り戻した額とする。

##### (2) 月額とする非常勤の行政委員（識見の監査委員，農業委員会委員）の報酬額据置き。

### 【主な質疑応答】

会 長）本日の審議会では，非常勤の行政委員等の報酬の具体的な金額について審議する。まず，行政委員によって報酬日額に差を設けるのか，全ての行政委員を統一した額とするのかについて意見を求める。

委 員）会議資料に記載されている静岡県や神奈川県等の算定の考え方と同様に，委員はいずれも有識者で，執行機関として同質と考えられることや，現行の報酬月額の具体的な算定根拠が不明であること

から、全委員会を通して同額とすることが妥当と考える。

委員) 会議資料に記載されている神奈川県の算定の考え方と同様に、各委員会間における職務の軽重の判断が困難であることから、全委員会を通して同額とすることが妥当と考える。

委員) 当初は、行政委員会毎に職務内容や職責により判断すべきと考えていたが、委員毎に活動状況を十分に把握することは困難であることから、積極的ではないが、全委員会を通して同額とすることが妥当と考える。

委員) 全委員会を通して同額とすることが妥当と考えるが、委員長の報酬は職責を考慮して、委員の報酬額と差を設けるべきである。

委員) 他の委員と同意見である。

会長) 日額とする行政委員および固定資産評価員の報酬額は、全ての行政委員会を通して統一した額とする。

次に、委員長と委員の報酬額について意見を求める。

委員) 委員長の職責を考慮すると、委員の報酬額とは差を設けるべきであり、現行の報酬月額における委員長と委員の差の平均である 20%加算が妥当と考える。

委員) 委員長と委員の報酬額に差を設け、委員長は委員の額に 20%を加算した額とすることが妥当と考える。

委員) 行政委員の会議等への出席率と会議等を欠席した場合の日額報酬の支給の有無について事務局) 詳細は把握していないが、会議は定例日であったり、事前に各委員と日程調整を行い開催していることから、ほとんど出席しているのではないかと思われる。また、会議等を欠席した場合、月額報酬の場合は報酬額に影響はないが、日額報酬の場合、報酬は支給しない。

委員) 最小の経費で最大の効果を上げることが大事であり、現行の年間支給額合計からの削減効果が大きいこと、また、各委員会委員ともに 1 日当たりの平均勤務時間は 2～3 時間であることを勘案し、神奈川県と同様の算定方法が妥当と考える。

委員) 本市の公平委員会委員長の年間活動日数が委員の活動日数よりも少ない理由について事務局) 平成 19, 20 年度はほぼ同じだが、21 年度は苦情相談業務を実施し、委員が相談員を務めたことから、委員の活動日数が委員長よりも多くなった。委員長と委員の基本的な活動日数は同程度と考えている。

委員) 委員が自主的に会議を開催するのではなく事務局からの要請に基づき会議に出席し意見を述べる形態が多いのであれば、コストパフォーマンスの考え方を取り入れる方法も考えられる。勤務 1 日当たりの拘束時間や、弁護士や公認会計士など一般的に専門性の高い職業の時給等を考えれば、神奈川県方式により算定した報酬額は低いと思うが、行政委員は社会的使命を担っており、社会通念上、過度に高額な報酬は必要ないと考えることから、神奈川県と同様の算定方法が妥当と考える。

会長) 神奈川県と同様の算定方法により常勤の行政委員の給料月額を 1 か月当たりの基本勤務日数で割った額を委員長の報酬日額とし、委員長は職責を勘案し委員の額に 20%を加算した額とすることで取りまとめる。

次に、月額とした識見の監査委員および農業委員会委員のうち、まず、識見の監査委員の報酬額について意見を求める。

委員) 本市では、識見の監査委員の引き受け手がないという問題はあるのか。

事務局) 現任の委員は 3 期目である。委員の引き受け手があるかどうかについては承知していないが、

現任の委員は2期で退く意向であったものの、事務局から強く留任を依頼したと聞いている。

委員) 識見の監査委員の報酬は、四国県都や中核市において上位ではないが、現在の経済・雇用状況を考えると引き上げる理由は見当たらないことから据置きが妥当と考える。

委員) 識見の監査委員の報酬は、職務の特殊・専門性を考慮し、据置きが妥当と考える。

委員) 他の委員と同様な理由により、据置きが妥当と考える。

会長) 次に、農業委員会委員の報酬額について意見を求める。

委員) 日額に見直す行政委員会の委員長の額は、委員の額に20%を加算した額としたことを考えると、農業委員会の委員の報酬月額40,000円であるのに対し、会長は57,500円であり、格差が大きいことに違和感がある。

事務局) 市長等の給料や議員報酬が、四国県都では2位であるのに対して、農業委員会委員の報酬月額は最下位であり、中核市でも30位前後と比較的低位であることも判断材料の一つである。市長の給料等と同様に四国県都間におけるバランスも必要と考える。

委員) どちらかと言えば四国県都や中核市とのバランスよりも、行政委員会間のバランスを考える必要がある。

事務局) 現行の農業委員会会長の報酬月額は委員の約1.4倍であるが、勤務1日当たりの金額で見れば、会長が委員の1.1倍であり、ほとんど差が見られない。

委員) 農業委員会会長の任期について

事務局) 農業委員会委員の任期は3年であるが、会長の任期は決まっておらず再任は妨げない。

委員) 農業委員会委員の報酬額の算定根拠は不明であるため、適正な額の判断は難しく、現行の額を基本に検討してはどうかと考える。

委員) 農業委員会委員についても、日額報酬に見直す他の行政委員と同様に、会長は委員の額に20%を加算した額としてはどうかと考える。

事務局) 農業委員会の会長の職務内容は広範に渡っており、職務量も多い。また、勤務1日当たりの金額は、他の行政委員と比べても非常に少なく、他市の状況から見ると、会長の額を引き下げることには理解を得られにくい。

四国県都や中核市での状況を踏まえ、現行の会長の額を基に委員の額を算定する方法も考えられる。

委員) 農業委員会委員の職務は広範囲に渡り、農地だけではなく土地に関するあらゆる相談に携わっており、地域住民からの信頼も厚い。

委員) 据置きとすることが妥当と考える。

会長) 識見の監査委員と農業委員会委員の報酬月額については、四国県都や中核市で比較的低位であるものの、経済状況や本市の財政状況、委員の職務内容や専門性を総合的に勘案し、据置きとする方向でまとめる。

本日の審議会では、日額報酬に見直す行政委員および固定資産評価員の報酬額は、全委員会を通して同額とする。委員長の報酬日額は、常勤の監査委員の給料月額を1か月当たりの基本勤務日数で割った額とし、委員長の額から20%を割り戻した額を委員の額とする。また、識見の監査委員および農業委員会委員の報酬月額については、据置きとすることで意見集約された。

次回の審議会では、議員の報酬月額、市長および副市長の給料月額、政務調査費の額、非常勤の行政委員に対する報酬の支給の在り方について、答申案の取りまとめを行う。事務局において答申書の文案を作成し、各委員に事前に配付されたい。